

# 芦森工業(株)の個別検定時の不正行為等に係る対応状況について

平成23年3月  
日本消防検定協会

平成20年10月8日に発覚した芦森工業(株)における個別検定時の不正行為等に対し、当協会は、徹底的な究明、市場への供給停止及び販売済等の消防用ホースの安全確認について要請をした。

芦森工業(株)が実施し、当協会が確認した状況は、次のとおりである。

## 1 不正行為の内容及び背景について

(1) 不正行為は、次の内容であった。

ア 抜き取り不正（抜取表で指定されたホースと異なるホースを抜き取った不正）

主に手間を省く目的のほか、汚れや幅不同のあるホース、特注品、内張材のラテックス層の一部が薄い状況が見られたホースを検査対象から除外する目的で、恒常的に行っていた。

イ すり替え不正（剥離強度試験時に試験片を正常なものへすり替えた不正）

事前の測定で密着強さが低かったものに対して恒常的に行っていた。

ウ 付け替え不正（合格品に対する製造年の付け替え不正）

在庫処分を目的として、本来の製造年を新しい製造年に付け替えるもので、少なくとも過去に2回実施していた。

(2) 上記ア及びイの不正行為の背景には、コスト削減、軽量化、設備の老朽化、技術伝承の不備等により品質にばらつきが生じ、規格を満足していないものが製造品に混入することがあった。不正行為は、これにより不合格となることを回避するために行われていた。また、不正行為の防止、品質の確保に対して組織として対策をとっていなかったことが究明された。

## 2 安全確認の実施状況について

市場に流通した消防用ホースに係る安全確認は、既に使用・設置している製品を使用し続けることができるか否かを確認すること及び不具合又は不具合のおそれ（以下「不具合等」という。）のある型式を特定することを目的として行われた。

芦森工業(株)は、安全確認実施計画を作成し、当該計画に基づいて、ホース設置場所での安全検査及び性能確認試験（耐圧試験、はく離強度試験等の物性試験）を平成20年12月から平成22年11月まで実施した。その実施結果は、次のとおりである。

(1) 安全確認は、20年間において製造された223型式を対象とし、このうち、製造本数の少なく調査確認ができなかった型式を除く181型式について実施した。

(2) 当協会は、芦森工業(株)の行う安全確認及び在庫品の確認試験に延べ375回立会い、適正に実施していることを確認した。

(3) 当協会は、芦森工業(株)の行った安全確認又は在庫品の確認試験の結果を確認し、不

具合等のある型式と判定できたものは、芦森工業㈱に対し随時通知している。

- (4) 芦森工業㈱は、安全確認の主目的である不具合等のあるものの特定ができたこと、また、安全検査を実施していない消防用ホースを保有するユーザーの要望により「安全点検」を実施する体制を恒久的なものとして設置したことにより、安全確認を終了させた。
- (5) 当協会としては、安全確認の結果及び安全点検の体制等の確立状況について、確認ができたことから、安全確認については、終了できるものとした。

### 3 不具合等の消防用ホースの公表、回収状況について

- (1) 安全確認や在庫品の確認試験の結果、不具合等のある製品が発見されたことから、芦森工業㈱が自主回収に関する基本計画（平成22年1月20日）を策定し、対象製品を回収・交換することとなった。
  - ① 第1回の公表（平成22年1月28日HPで公表、同29日新聞社告）
  - ② 第2回の公表（平成22年12月22日HPで公表、同23日新聞社告）なお、回収の対象となった消防用ホースの型式は、延べ80型式（消防用67型式、消火栓用13型式）であり、回収対象本数は、延べ約57.7万本（消防用約19.9万本、消火栓用約37.8万本）である。
- (2) 平成23年2月現在の回収状況は、回収した総本数が約19万本で回収率は約33%（消防用が3万8千本で約19%、消火栓用が15万2千本で約40%）である。
- (3) 当協会は、今後も継続して回収状況の確認を行うこととしている。

### 4 製造再開に向けた再発防止対策について

- (1) 芦森工業㈱が消防用ホースの製造を再開させたいとしていることから、当協会は、提出された次に掲げる再発防止対策及び製造再開に向けた計画について、審査すると共に、平成22年12月及び平成23年1月に立入調査を実施している。
  - ① 不正行為、背景等を踏まえた再発防止対策
  - ② 再発防止対策を確実に実施するための体制等の整備
  - ③ 品質管理体制、製造工程、検査設備等の整備当協会は、芦森工業㈱が提出した再発防止対策等については、概ね妥当であると判断している。
- (2) 当協会は、芦森工業㈱から消防用ホースに係る型式試験の申請が行われた場合、検定業務規程等に基づき厳正に処理することとしている。